

○ 金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省令第六十九号）
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>1 次の各号に掲げる法令の規定により、検査の際に金融庁又は財務局若しくは財務支局の職員が携帯すべきその身分を示す証明書又は証券は、別紙様式一による。ただし、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十六条第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二項、第二十七条の三十第一項、第二十七条の三十五第一項、第二十七条の三十七第一項、第八十五条の五並びに第八十七条第一項第四号の規定に基づく検査並びに同法第九十四条の七第二項及び第三項、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第三十九条第二項、金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第一号）第八十二条第二項及び第三項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二十二条第六項及び第七項の規定により証券取引等監視委員会に委任された検査については、この限りでない。</p> <p>一 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二十五条第三項（同法第四十三条第三項及び第四十六条第三項、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第十六条第三項及び第十七</p>	<p>1 〔同上〕</p> <p>一 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二十五条第三項（同法第四十三条第三項及び第四十六条第三項、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第十六条第三項及び第十七</p>

条、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条第一項、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条第一項並びに協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六条第一項において準用する場合を含む。）、第四十七条第二項の規定により適用する銀行法第二十五条第三項、第五十二条の八第二項（長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。）、第五十二条の十二第二項（長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。）、第五十二条の三十二第三項（長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。）、第五十二条の五十四第二項（長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第五項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の二第一項、農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第九十二条の四第一項、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第八十八条第一項及び農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の四第一項において準用する場合並びに農業協同組合法第九十二条の三第二項、水産業協同組合法第七十七条第二項及び農林中央金庫法第九十五条の三第二項の規定により適用する場合を含む。）、第五十二条の六十の二第二項の規定により適用する銀行法第二十五条第三項及び第五十二条の五十四第二項（これらの規定を同法第四十七条第二項の規定により適用する場合並びに長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第五項、労働金庫法第

条、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条第一項、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条第一項並びに協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六条第一項において準用する場合を含む。）、第四十七条第二項において適用する銀行法第二十五条第三項、第五十二条の八第二項（長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。）、第五十二条の十二第二項（長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。）、第五十二条の三十二第三項（長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。）、第五十二条の五十四第二項（長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第五項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項、農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第九十二条の四第一項、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第八十八条第一項及び農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の四第一項において準用する場合並びに農業協同組合法第九十二条の三第二項、水産業協同組合法第七十七条第二項及び農林中央金庫法第九十五条の三第二項において適用する場合を含む。）、第五十二条の六十一第二項において適用する銀行法第五十二条の五十四第二項（同法第四十七条第二項、長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第五項、労働金庫法第九十四条第三項及び協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項において準用

九十四条第三項及び協同組合による金融事業に関する法律第六
条の四の二第二項において準用する場合を含む。）、第五十二
条の六十の八第二項の規定により適用する銀行法第五十二条の
六十一の十五第三項及び第五十二条の六十一の二十七第二項（
これらの規定を同法第四十七条第二項の規定により適用する場
合を含む。）、第五十二条の六十の二十一第三項（信用金庫法
第八十九条第七項及び協同組合による金融事業に関する法律第
六条の五第一項において準用する場合を含む。）、第五十二
条の六十の三十三第二項（信用金庫法第八十九条第七項及び協同
組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項において準
用する場合を含む。）、第五十二条の六十一の十五第三項（信
用金庫法第八十九条第九項、労働金庫法第九十四条第五項、協
同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十第一項、農
業協同組合法第九十二条の五の九第一項、水産業協同組合法第
百十七条第一項及び農林中央金庫法第九十五条の五の十第一項
において準用する場合並びに信用金庫法第八十五条の三の二第
二項及び第八十五条の十一第六項、労働金庫法第八十九条の十
二第六項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の
四第二項及び第六条の五の九第六項、農業協同組合法第九十二
条の五の八第六項、水産業協同組合法第百十六条第六項並びに
農林中央金庫法第九十五条の五の九第六項の規定により適用す
る場合を含む。）、第五十二条の六十一の二十七第二項（信用
金庫法第八十九条第九項、労働金庫法第九十四条第五項、協同

する場合を含む。）、第五十二条の六十一の十五第三項（信用
金庫法第八十九条第七項、労働金庫法第九十四条第五項、協同
組合による金融事業に関する法律第六条の五の十第一項、農業
協同組合法第九十二条の五の九第一項、水産業協同組合法第百
十七条第一項及び農林中央金庫法第九十五条の五の十第一項に
おいて準用する場合並びに信用金庫法第八十五条の十一第六項
、労働金庫法第八十九条の十二第六項、協同組合による金融事
業に関する法律第六条の五の九第六項、農業協同組合法第九十
二条の五の八第六項、水産業協同組合法第百十六条第六項及び
農林中央金庫法第九十五条の五の九第六項において適用する場
合を含む。）、第五十二条の六十一の二十七第二項（信用金庫
法第八十九条第七項、労働金庫法第九十四条第五項、協同組合
による金融事業に関する法律第六条の五の十第一項、農業協同
組合法第九十二条の五の九第一項、水産業協同組合法第百十七
条第一項及び農林中央金庫法第九十五条の五の十第一項におい
て準用する場合並びに信用金庫法第八十五条の十一第六項、労
働金庫法第八十九条の十二第六項、協同組合による金融事業に
関する法律第六条の五の九第六項、農業協同組合法第九十二条
の五の八第六項、水産業協同組合法第百十六条第六項及び農林
中央金庫法第九十五条の五の九第六項において適用する場合を
含む。）及び第五十二条の八十一第三項（長期信用銀行法第十
七条、無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第三十五条の二の
三第一項、信用金庫法第八十九条第九項、労働金庫法第九十四

組合による金融事業に関する法律第六条の五の十第一項、農業協同組合法第九十二条の五の九第一項、水産業協同組合法第一百七十七条第一項及び農林中央金庫法第九十五条の五の十第一項において準用する場合並びに信用金庫法第八十五条の三の二第二項及び第八十五条の十一第六項、労働金庫法第八十九条の第十二第六項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の四第二項及び第六条の五の九第六項、農業協同組合法第九十二条の五の八第六項、水産業協同組合法第一百六条第六項並びに農林中央金庫法第九十五条の五の九第六項の規定により適用する場合を含む。）並びに第五十二条の八十一第三項（長期信用銀行法第十七条、無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第三十五条の二の三第一項、信用金庫法第八十九条第十一項、労働金庫法第九十四条第七項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十四第一項、農業協同組合法第九十二条の八第一項、水産業協同組合法第二百二十条第一項、農林中央金庫法第九十五条の八第一項、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第六十九条の五及び資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第一百一条第一項（同法第三十七条の二第二項及び第六十二条の八第二項の規定により適用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）

「一の二〇八 略」

九 資金決済に関する法律第二百二条第一項（同法第三十七条の二第二項及び第六十二条の八第二項の規定により適用する場合を

条第七項、農業協同組合法第九十二条の八第一項、水産業協同組合法第二百二十条第一項、農林中央金庫法第九十五条の八第一項、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第六十九条の五及び資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第一百一条第一項において準用する場合を含む。）

「一の二〇八 同上」

九 資金決済に関する法律第二百二条第一項

備考 表中の「」の記載は注記である。	
含む。 「十～四十一 略」 「2～4 略」	「十～四十一 同上」 「2～4 同上」